

30 保育料

(1) 保育料

保育料は、児童のクラス年齢と世帯の住民税額（区民税所得割額）に応じて、以下の保育料徴収金基準額表をもとに決定します。

保育料徴収金基準額表

階層区分	所得等の状況	月額保育料(円)			延長保育料(円)			
		3～5歳クラス	0～2歳クラス	第2子以降	4・5歳クラス	3歳クラス	1・2歳クラス	
A	被生活保護世帯		0	保護者が同一生計で2人以上の子を扶養している場合、第2子以降の保育料を免除	0	0	0	
B	区民税非課税世帯		0		0	0	0	
C	区民税均等割のみ		1,900		600	600	600	
D0	区民税所得割	0	48,000円未満		2,400	900	900	900
D1			48,000～49,000円未満		6,700			
D2			49,000～58,000円未満		8,300			
D3			58,000～66,000円未満		9,400			
D4			66,000～85,000円未満		15,400			
D5			85,000～103,000円未満		19,100			
D6			103,000～121,000円未満		21,500			
D7			121,000～139,000円未満		23,600			
D8			139,000～157,000円未満		25,500			
D9			157,000～185,000円未満		27,500			
D10			185,000～221,000円未満		29,200			
D11			221,000～256,000円未満		31,000	1,800	1,800	2,700
D12			256,000～280,000円未満		32,500			
D13			280,000～303,000円未満		34,200			
D14			303,000～324,000円未満		35,700			
D15			324,000～342,000円未満		37,200			
D16			342,000～360,000円未満		38,500			
D17			360,000～378,000円未満		40,000			
D18			378,000～468,000円未満		43,400			
D19			468,000～501,000円未満		48,900			
D20			501,000～546,000円未満		53,700			
D21			546,000～666,000円未満		57,500	2,200	2,200	4,000
D22			666,000～890,000円未満	62,500				
D23			890,000～1,220,000円未満	67,500				
D24			1,220,000～1,520,000円未満	72,500				
D25	1,520,000円以上	77,500						

○税額は年額です。区民税所得割額は、寄付金控除・住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は控除前の税額を適用します。

○月額保育料、延長保育料は、保育標準時間認定を受けた場合となります。

保育短時間認定を受けた場合、保育標準時間認定の場合より、保育料が約1.7%低くなります（100円未満切捨て）。

○根津保育園0歳児クラス（満1歳以上）在籍で延長保育を利用する場合、1・2歳クラスの延長保育料を適用します。

○C～D4階層のひとり親世帯等の月額保育料は、上記表の半額となります。

○定額減税により控除されるべき金額があるときは、定額減税反映後の区民税所得割額を用いて算定します。

保育料の目安を確認できる
Excelツールを区ホームページに
掲載しています。
申請前にぜひご利用ください！！



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001766.html#keisan>

東京都にて令和7年9月から0～2歳児の第一子
保育料無償化が予定されております。都より正式な通知
がございましたら、改めてご案内いたします。

保育料を決定するための資料 P31

(2) 保育料の算定について

保育料は世帯の住民税額（区民税所得割額）によって算定され、毎年9月に切り替わります。

保育料の切り替え

← 2025年 →

2025年4月から2025年8月まで

2024年度住民税により決定

※2024年度の住民税額は前年2023年中の所得により決定致します

参考資料

2024年度課税・非課税証明書

2024年度住民税決定通知書

2025年9月から2026年3月まで

2025年度住民税により決定

※2025年度の住民税額は前年2024年中の所得により決定致します。

参考資料

2025年度課税・非課税証明書

2025年度住民税決定通知書

- ※保育料決定後、住民税額が変更となった場合、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。
- ※住民税の申告が無い方や文京区に転入された方で課税証明書等の提出が無い場合は、最高階層（D25）の保育料となります。
- ※住民税額についてのお問い合わせは課税元自治体の税務主管課へお問い合わせください。
- ※海外での収入がある場合は、海外での収入金額・控除が分かる書類をご提出ください。

(3) 保育料のお支払い方法

保育料の支払いは**口座振替**（手数料無料）をご利用ください。
口座振替を希望しない場合は、納入通知書（納付書）にてお支払いいただきます。

【引き落とし日・納期限】

当月末日（月末が土・日・祝日の場合、翌営業日）

- ※引き落とし日の前日までに口座残高の確認をお願いします。
- ※口座振替の登録については、入園内定後にご案内します。
- ※「保育料口座振替済通知書」の発行をご希望される場合は、幼児保育課入園相談係までご連絡ください。
- ※口座振替対応の金融機関は、区ホームページ（上記二次元コード）をご確認ください。



保育料について
(文京区ホームページ)

【小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業をご利用の方】

保育料は、直接施設に納めていただきます。

納付方法や納期限については、各施設に直接ご確認ください。

31 保育料の減額

ご家庭の状況により、月額保育料が減額・免除される場合があります。

減額適用は原則として、申請に基づいて適用されます。対象世帯の方は、忘れずに申請を行ってください。

令和7年9月からの0～2歳児の第一子保育料無償化（予定）に伴い、減額制度は廃止となります。

（1）申請方法

該当する理由の必要書類を幼児保育課入園相談係へご提出ください（電子申請、窓口または郵送）。

（2）減額の適用期間

- ・申請日の翌月から減額を適用します。遡及適用はできません。

※郵送の場合、收受日が申請日となります。

※書類の不足・不備等があり、申請月中にご提出いただけない場合は、原則必要書類を全てご提出いただいた日の翌月からの適用となります。

- ・原則年度末まで減額を適用しますが、該当する理由より適用期間が異なります。

（3）保育料の切替え時の適用

- ・保育料切替え時の9月に、引き続き減額が適用となるか減額理由により再計算となります。

再計算後、減額に該当しない場合があります。

- ・翌年度（または適用期間以降）も条件が続く場合は、再度申請が必要です。

（4）注意点

- ・複数の減額理由にあてはまる場合は、もっとも有利な理由ひとつについて減額します。
- ・未申告により住民税未決定の方や税資料の提出を確認できない方は、保育料の階層区分を決定することができないため、減額申請を行うことができません。
- ・延長保育料は減額の対象とはなりません。
- ・次項の表以外でも、住民税を減額または徴収の猶予をされた場合、主たる稼働者の失業の場合等も減額の対象となる場合があります。詳細は幼児保育課入園相談係へお問い合わせください。



減額申請の適用可否を自動で計算できるツールを
区ホームページに掲載しています。
申請前にぜひご利用ください！！

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001767.html#shunyugen>



(4) 保育料の減額

① 区民税所得割額の再計算により減額				
*は文京区様式。HP からダウンロード可。				
理由	条件	必要書類		
災害等	その年に前年(前々年)の所得額の10分の1を超える災害や盗難等による損失を生じたとき (適用は年度末まで)	幼児保育課入園相談係へお問い合わせください。		
医療費	その年に前年(前々年)の所得額の100分の5または10万円を超える医療費を支出したとき (適用は年度末まで)	①* 保育料徴収金減額申請書 ②2025年1～12月分の医療費の領収書のコピー ③保険等での補填額の方かるもの		
	所得割課税額から医療費支払い分を引いて、所得割課税額を仮定し、その額に対応する保育料階層に適用される基準額へ減額する。			
【 計 算 式 】 再計算後の所得割課税額 = { (A) - (F) } (A) = 所得割課税額 (再計算前) (F) = { (E) [支払った医療費 (B) - 保険金等で補填される金額 (C) - 保育料を決定する基となる所得額の100分の5 (当該金額が地方税法に定める最高限度額を超える場合には、その最高限度額10万円) (D)] × 0.06 }				
具体的な計算例 < <input checked="" type="checkbox"/> 減額適用不可 > < <input type="checkbox"/> 減額適用可 >				
	(A)	所得割課税額	400,000円 (保育料階層 D18)	400,000円 (保育料階層 D18)
	(B)	支払った医療費	650,000円	700,000円
	(C)	保険金等で補填される金額	200,000円	200,000円
	(D)	保育料を決定する基となる所得額の100分の5 (最高限度額10万円)	100,000円	100,000円
	(E)	(B) - (C) - (D)	350,000円	400,000円
	(F)	(E) × 0.06	21,000円	24,000円
	(A - F)	再計算後の所得割課税額	379,000円 (保育料階層 D18) ※保育料階層変更なし	376,000円 (保育料階層 D17) ※保育料階層 D18→D17

上記表中の「前年(前々年)」とは、保育料を決定する基となる年のものとなります。

- ・2025年4月～2025年8月分保育料 … 2023年分所得額で計算
- ・2025年9月～2026年3月分保育料 … 2024年分所得額で計算

② 保育料階層区分が3階層下がる

*は文京区様式。HP からダウンロード可。

理由	条件	必要書類
出産	出産により世帯員が増加したとき (適用は出生児が1歳になる月まで) ※出生児本人の保育料には適用しない。	①* 保育料徴収金減額申請書 ②* 変更届 ③母子健康手帳の写し (表紙及び出生届出済証明書のあるページ)
収入減	世帯の直近3か月の平均収入額(賞与を除く)が、前年(前々年)の平均収入月額より1割以上低額になったとき(適用は3か月間)	①* 保育料徴収金減額申請書 ②直近3か月の給与明細等の写し ③前年(前々年)の 収入額 の分かるもの (源泉徴収票、給与明細の写し等) ④前年(前々年)の 賞与額 の分かるもの (賞与の明細の写し等) ※②はご両親同じ月の書類をご提出ください。 ※③④はそれぞれご提出ください。

上記表中の「前年(前々年)」とは、保育料を決定する基となる年のものとなります。

- ・2025年4月～2025年8月分保育料 … 2023年分所得額で計算
- ・2025年9月～2026年3月分保育料 … 2024年分所得額で計算

③ 保育料階層区分が2階層下がる

*は文京区様式。HP からダウンロード可。

理由	条件	必要書類
認可外	認可外保育所に預けているきょうだいがいるとき (適用は年度末まで)	①* 保育料徴収金減額申請書 ②* きょうだいの受託証明書

④ 保育料階層区分が1階層下がる

*は文京区様式。HP からダウンロード可。

理由	条件	必要書類
障害	在園児と同一世帯の方が次のいずれかに該当するとき ○身体障害者(児)1～2級 ○精神障害者(児)1～3級 ○知的障害者(児)1～3度 ○その他上記に準ずる者(児) ○介護保険法による要介護5の者 (適用は年度末まで) ※在園児本人の保育料には適用しない。	①* 保育料徴収金減額申請書 ②次の中で該当するもの ・身体障害者手帳のコピー ・愛の手帳のコピー ・介護保険被保険者証のコピー

32 保育料無償化と負担軽減

(1) 保育料の無償化（申請不要）

0歳児～2歳児クラス	全額自己負担
3歳児～5歳児クラス	0円※

※延長保育料は有償です。

※3歳の誕生日を迎えても、無償にはならず、3歳児クラスに進級するタイミングで無償となります。

(2) 多子世帯の保育料負担軽減（きょうだい同一世帯の場合、申請は不要）

第1子	全額自己負担
第2子以降	0円※

※延長保育料は有償です。

※きょうだいが同一世帯でない場合は「第2子以降の児童の保育料に係る軽減・減免申告書」を幼児保育課入園相談係までご提出ください。

(3) 区民税所得割額85,000円未満（保育料C～D4階層）のひとり親世帯および障害者(児)のいる世帯の無償化および負担軽減（申請は不要）

第1子	半額自己負担
第2子以降	0円

※延長保育料は有償です。

- ・ 保育料の負担軽減と減額申請は同時に適用できます。
 - ・ 月額基本保育料及び給食費が無償(0円)となる方も、**保育料階層を確定させ、副食費※の負担区分を決定する必要がある**ことから P31 に該当する方は課税通知書等のご提出が必要となります。
- ※お子様の給食費のうち、主食費（お米など）を除いた、おかず、おやつ、牛乳、お茶などの費用のことです。副食費は、区民税所得割額が57,700円未満の場合等の免除対象者を除き、本来は保護者の皆様にご負担いただくものですが、文京区では保育サービスの一環として、区が負担しております。そのため、保育料階層を確定させ、免除対象（国の負担）となるか、区の負担となるかを確認する必要があります。そのため、課税通知書等のご提出をお願いしております。

認可外保育施設等の無償化について P59